

総社市立神在小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校にも年間数件のいじめ認知がある。また、放っておけばいじめにつながる可能性のある事案も度々ある。児童の行動や心の状態に注意深くアンテナを張り巡らせ、兆候が見えたら迅速に対応していくことが必要である。
- ・スマートフォンなどの児童のネット利用は、今後増加していく可能性があるため、利用実態を把握して対応するだけでなく、計画的に情報モラルについての教育を行う必要がある。
- ・生徒指導担当者を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して、学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導担当者以外にも各学年の教職員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向け、「総社っ子応援プロジェクト」を中心とした児童生徒の主体的な活動を勤めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>**
- ・いじめをなくす週間や「教育相談週間」「校内人権週間」などの取組を生かし、いじめを許さず、トラブルを自分で解決しようとする意識を高めたり、いじめが起きにくい人間関係を築いたりすることを支援していく。
 - ・情報交換を毎週定期的に行うことにより、児童の様子を教職員間で共通理解し、気になる児童の早期発見、早期対応をしていく。

いじめ対策の達成目標

人権意識の高揚を図り、いじめをしない・許さない児童を育てる

未然防止 早期発見 組織的対応

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や参観日の学級懇談等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善を目指す。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等の啓発を行うために研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
カウンセラー、PTA会長
- ・校内
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任

全教職員

<連携機関名>

- ・総社市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣
 - ・定期的に学校を訪問し、生徒指導を補助する
- <学校の窓口>**
- ・教頭

<連携機関名>

- ・生徒指導サポーター
- ・総社警察署生活安全課

<連携の内容>

- ・学校の巡視及び生徒指導のサポート
- ・非行防止教育の実施

<学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

<連携機関名>

- ・学校評議員会

<連携の内容>

- ・いじめ対策の評価検証

<学校側の窓口>

- ・教頭

学校が実施する取組

① 未然防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のため研修会を行い、児童のネット利用の状況と指導上の留意点について理解して、指導に生かしていく。 (特別活動) ・人権週間において「あったかポスト」の取組や縦割り班や各クラスで考えた自主的な取組を進めていき、児童相互のぬくもりのある人間関係を培うようにする。 (総社っ子応援プロジェクト) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
② 早期発見	(実態把握) ・児童の生活実態把握のためのアンケートを2学期、3学期に実施し、必要と認められる児童には時間をとって教育相談を行う。また、1学期には全児童に教育相談を行うことにより児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、気づいた教員が校務支援ソフト(スズキ校務)に記録を残し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。毎週金曜日の終礼では、情報交換を行い、一週間のできごとを整理して、全職員が共通理解の上で対応できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを整理して知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』こと」の確認をすることの2点に基づいて判断し、それまで必要な見守り等を継続する。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。